

第 5 5 期令和 5 年度第 2 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令 和 5 年 7 月 2 1 日（金） 10：00～
高松サポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

（1）香川県最低賃金改正に対する意見について

（2）その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

1 意見書

労働者側

- 資料No. 1 2023 年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書
香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 十河 浩二
- 資料No. 2 2023 年度香川地方最低賃金額改定の審議にむけた意見書
—最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—
香川県労働組合総連合（香川県労連） 女性部長 中平 朋子
- 資料No. 3 令和5年度香川県最低賃金改定に対する意見書
日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 福家 良一

使用者側

- 資料No. 4 令和5年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書
香川県経営者協会 会長 本田 典孝
- 資料No. 5 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について
香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠

2 委員からの追加要望資料

- 資料No. 6 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（第 66 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料No. 7 経済財政運営と改革の基本方針 2023（第 66 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料No. 8 消費者物価指数（高松市）（令和5年5月分）香川県政策部統計調査課

2023年7月11日

香川労働局長 栗尾 保和 様
 香川地方最低賃金審議会
 会長 柴田 潤子 様

香川県労働組合総連合（香川県労連）
 議長 十河 浩二



2023年度 香川県最低賃金額の改定審議にむけた意見書

【前文】

香川地方最低賃金審議会の各委員、並びに香川労働局の皆さまには、最低賃金法第1条の主旨に則り、労働者の労働条件改善と生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展に寄与すべくご尽力されていることに敬意を表します。

昨年の香川最低賃金改定の審議時期は、4年に及ぶコロナ禍と急激な物価高騰が、多くの労働者の生活と中小企業の経営を苦しめるなか、中央最低賃金審議会が示した目安額を基に香川地方の最低賃金額を878円(+30円、引上率3.5%)に引き上げる答申を出されました。しかし、昨年からの物価高騰は、止まる気配も無く上がり続け、最低賃金改定額決定時額(2022年8月)には、高松市消費者物価指数(7月31日香川県発表)は、一般労働者の生計費に大きく影響する「食料」が3.8ポイント上昇し、「高熱・水道」は10.3ポイントも上昇していましたが、最低賃金額は3.5%しか引き上げられていません。

これにより、最低賃金近傍の賃金収入で生活せざるを得ない労働者の生計は、一層厳しいものとなり、ダブルワーク・トリプルワーク、さらには時間単価の高い夜間勤務に変更して生計を維持しているのが実態です。一人親家庭はさらに厳しく、生活保護を受けたほうが生活改善に繋がると思えるほどの状況です。急激な物価上昇は止まる状況も見えません。このままでは、最低賃金額が高い都市部への労働者の流出(外国人労働者も含め)がさらに進むことは明らかといえます。

今年6月30日の中央最低賃金審議会での厚生労働大臣の諮問、並びに7月4日の香川地方最低賃金審議会での香川労働局長の諮問では、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2023(同閣議決定)』に配慮した、貴会の調査審議を求める。」としましたが、二つの閣議決定が最低賃金に求めているのは、「全国加重平均1000円を達成するとともに、地域間格差の是正を図る」ことです。

今までどおり、物価高騰にも対応できない低額な最低賃金を続ければ、一般消費を支える労働者の雇用と収入を悪化させるのは明らかです。日本の現実経済を立て直すためにも、国内・香川県内の消費支出を改善する方策を持つべきです。

ついては、香川地方最低賃金審議会において、最低賃金法第1条の主旨や2023年度の最低賃金改定額の諮問を熟慮され、大幅引き上げと格差是正を図る改定額を答申されることを期待し、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく意見書を、下記のとおり提出するものです。

記



1 低すぎる最低賃金 ～最低賃金 1,500 円以上の実現を～

日本の最低賃金は時給で定められますが、1978 年に目安制度が導入され 2022 年までは都道府県毎に 4 ランク分けられ、2023 年から 3 ランクに変更されました。

2022 年改定では、最高が東京都 1,072 円、最低が高知県など 9 県 853 円になり、全国加重平均は 961 円(31 円増)になりました。

しかし、私たち全労連が全国 27 都道府県で 4 万 6 千人を超える人たちが取り組んだ「最低生計費試算調査」(図 1)では、全国どこでも月額 25 万円・時間額 1,500 円以上必要との結果が出ています。昨年 6 月公表の高知県の最低生計費試算調査では 25 歳単身男性で月 150 時間換算額が 1665 円(173.8 時間換算 1437 円)となり、今年 1 月公表の岐阜県の調査では時間額 1652 円(150 時間換算、173.8 時間換算 1426 円)となりました。コロナ禍でも 1,500 円を超える結果が出ています。私たちが目指す「全国一律 1,500 円以上」は、決して高すぎることはありません。主要先進国の最低賃金額(図 2)の中で日本は低水準にあり、C・D ランクの地方では韓国の最低賃金よりも低い水準です。諸外国では、コロナ禍に続き、ウクライナ問題によるエネルギー・食料の物価高騰に対応して、最低賃金の引き上げが行われています。ドイツは、全国一律最低賃金を 21 年 1 月の 9.50 ユーロから 22 年 7 月 10.45 ユーロ(約 1,449 円)、10 月 12 ユーロ(約 1,664 円)へと 26% も引き上げました。英国では全国一律最低賃金を 8.91 ポンドから 9.5 ポンド(約 1,535 円)へと 6.6% 引き上げ、フランスも 22 年 5 月に 10.57 ユーロ(1,466 円)に引き上げました。

これが、先進諸国の情勢であり、国民生活を維持する最大の手立は、最低賃金の引き上げだと理解しているのです。

図 1 【最低生計費試算調査結果】 (全労連 2023 年 3 月発表資料)

(表示金額は、月額生計費を 160 時間/月で割った時間額)

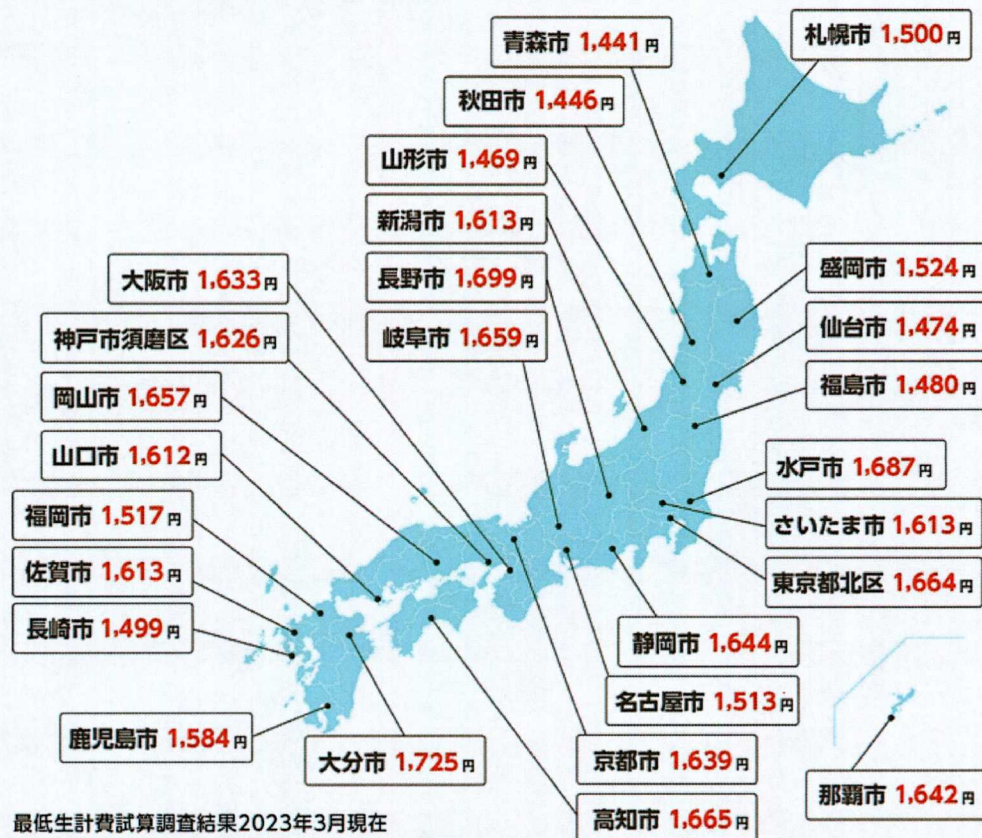
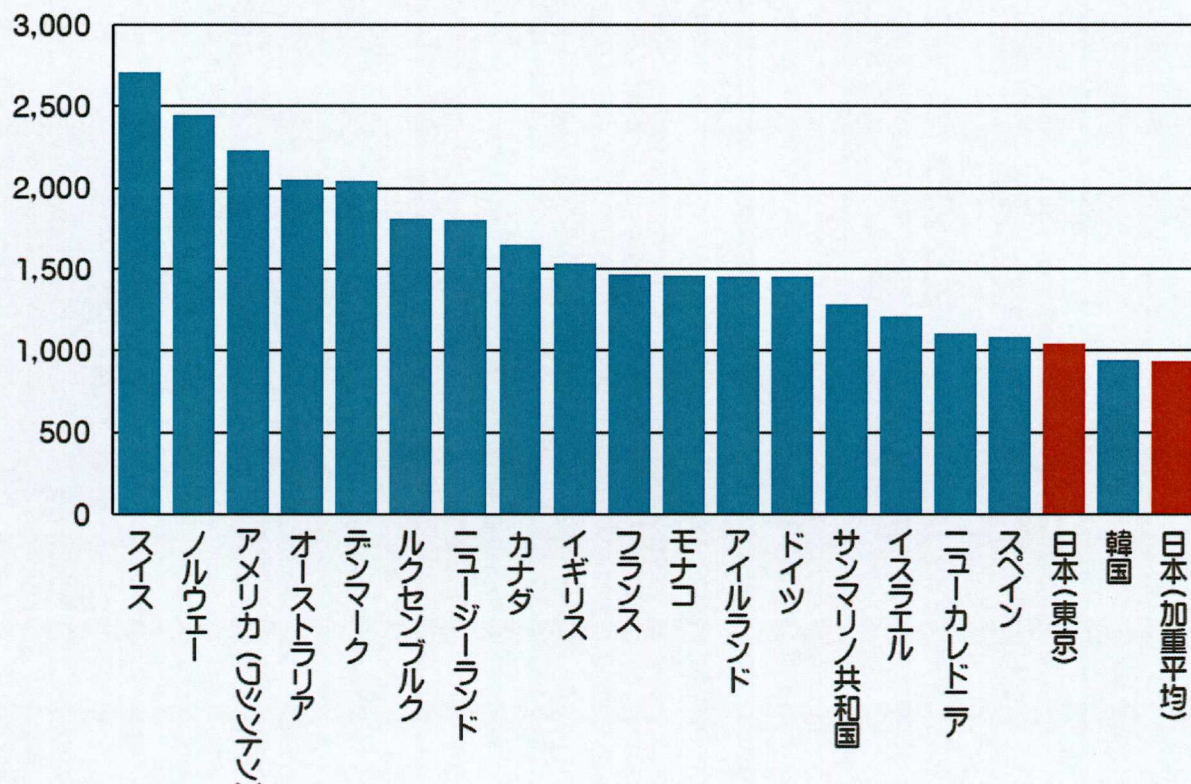


図2【主要国の最低賃金】(OECD 資料より全労連作成、2022 年値)



2 地域間格差の問題 ～全国一律制度の実現を～

2つめの問題は「地域間格差」です。図3に示すとおり目安制度のランク分けによって地域間格差は年々拡大し、2018年の改定では、最高の東京都が985円、最低の沖縄県が761円と224円もの格差になり、1979年に79円まで縮まった格差が、2.8倍まで広がりました。2022年に219円まで縮まりましたが、月160時間労働で35,000円/月、1年で420,000円もの格差が残ったままです。香川県の格差は194円で、年間37万円以上の格差となります。同じコンビニで働いて同じ年収を稼ぐには、東京の労働者より年間424時間も多く働かなければなりません。

日本商工会議所は今年4月21日付「最低賃金に関する要望」の中で、「最低賃金は・・・全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであり、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきである」と述べています。

しかし、全労連の「最低生計費試算調査」(図1)の結果でも解るとおり、最低生計費に地域間格差は有りません。「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」のランク区分に用いた「④消費者物価地域差指数(平成29～令和3年)」を見ても、指数が最高の東京を100とすると、最低の宮崎でも91.8であり、結局は、何処で生活しても消費支出は10%も変わらないのです。

最低賃金に地域間格差(ランク制)を設けた結果、図5に示すように最低賃金が低い地域(地方)から、高い地域(都市部)に労働者が流出しています。地方の高齢化・過疎化が進み、地域経済はますます疲弊し、中小企業は人手不足・後継者不足で事業継続が困難になって

います。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要ではないでしょうか。「今すぐ」とは言いませんが、できるだけ早い時期に「全国一律化」を求めるものです。

図3 【地域最低賃金の地域間格差の変遷】（厚生労働省資料より全労連作成）

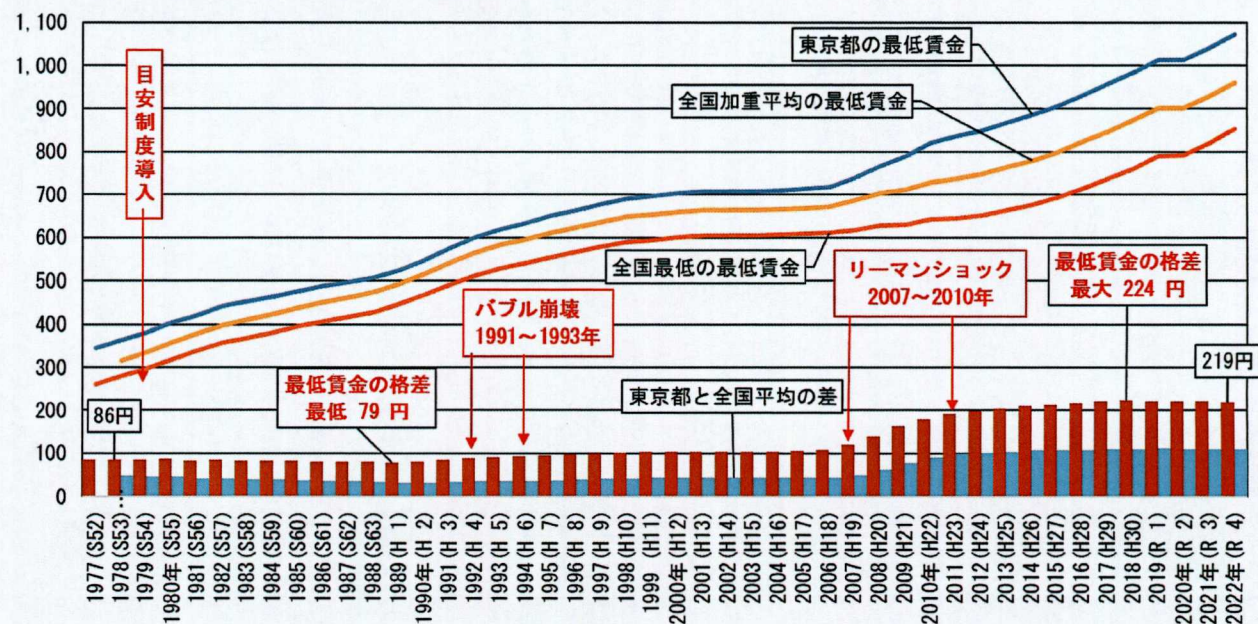
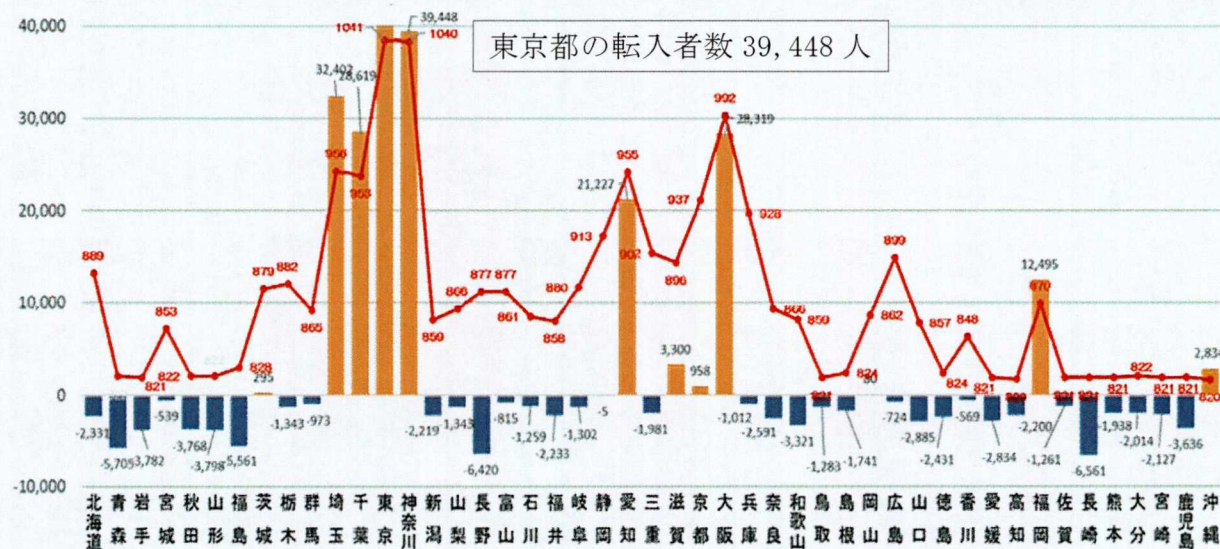


図4 【2021年 地域最低賃金と人口の社会的増減の関係図】（総務省統計より全労連作成）

棒グラフ：人口の転入・転出者数 折れ線グラフ：2021年10月改定の地域別最低賃金額



3 中小企業支援策の抜本的な強化を

3つめの問題は、中小企業への支援が脆弱なことです。2022年版「中小企業白書」（中小企業庁）によれば、国内企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。しかし、中小企業は賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

日本商工会議所の 2023『最低賃金に関する要望』では、「取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の拡大、政府による転嫁円滑化要請の強化などを通じ、中小企業が、自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。」「最低賃金引き上げ支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」などのほか、新たな助成制度の創設を含め、中小企業の賃上げを後押しする制度のさらなる拡充を図られたい。」としています。

また、中小企業家同友会全国協議会も「2023年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言」において、「最低賃金の引き上げについては、早い段階で広く中小企業の意見を聞きながら検討するとともに、①社会保険料の事業主負担への助成制度の創設、②取引関係の一層の適正化、③業務改善など付加価値向上への支援等の施策を同時並行的に進めること。」を求めています。

私たち全労連も 2022 年 1 月発表「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言」の中で、中小企業・小規模事業者に対する支援策の抜本的な強化を求めています。

香川地方最低賃金審議会の最低賃金改定額の答申で、令和 3 年度には「政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。」との付帯意見が追加され、令和 4 年度には「コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業継続と生産性向上のため、業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。」に変更されました。

その結果、業務改善助成金の申請数・交付額は、令和 3 年、4 年と大幅に改善しました。同助成金の申請要件の緩和もありましたが、香川労働局の周知努力が大きく影響していますが、最低賃金引上額が令和 3 年度+28 円、令和 4 年度+30 円になったことも大きく影響しています。

表 1 業務改善助成金の申請及び交付件数・交付額（※令和 4 年 3 月末確定値）

年度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
項目	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付
件数	14	14	19	19	7	7	83	72	97	83	106	96
交付額(円)	9,409,000		10,898,000		7,445,000		30,406,000		未確認		未確認	
最賃引上額	792(+26 円)		818(+26 円)		820(+2 円)		848(+28 円)		878(+30 円)			

※ 令和 3 年迄は香川労働局資料、令和 4 年からは聞取。最賃引上額は県労連で追加。

しかし、香川県内の中小企業数が 3 万社あることを考えれば、県内中小業者の 1 %しか利用していない助成制度です。香川労働局にも更なる努力をお願いするとともに、中小企業が賃金改善に利用しやすい直接的な支援策の確立に向けて一層の努力をお願いします。

香川地方最低賃金審議会の各委員に於かれましては、他地域の最低賃金審議会の答申に入れられた意見・要望(資料 1・2)も参考にいただき、香川県の労働者の実情に沿った意見・要望も加えていただきたい。特に、使用者側委員に於かれては、最低賃金引き上げを実施するために必要となる中小企業・小規模事業所への支援策について、関係者・諸団体の意見を反映した具体的な支援策をご提案いただきたい。

集まった各委員の意見・要望を、審議会委員の総意として、国への要望として「答申」に加えていただくことを、せつに願っています。

資料1 令和4年度 長野地方最低賃金審議会の最低賃金改定の答申 審議会の総意として政府に対する具体的な要望

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払いの点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に、引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。
- 4 当県の主要産業の一つである観光業、宿泊業、飲食業及びそれらに関連する旅客運送業に対するより一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。

資料2 令和4年度秋田県最低賃金額改定に関する公益委員見解

- 1、2、3、 ー省略ー
- 4 今年度の目安額は、時間額表示となった平成14年度以降、全国加重平均額が31円（引き上げ率3.3%）と最も高い水準であり、秋田県を含むDランクの目安額の30円も同じく過去最高額であることから、改定に際しては県内企業の経営状況等も考慮する必要がある。
- 5 本部会としては、中央最低賃金審議会の目安を尊重し、県内企業の経営状況等を考慮しつつも、地域経済の活性化に加え、秋田県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中にあって、若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくためには、目安に上乗せした金額で改定すべきであると考える。
- 6 ー省略ー
- 7 本最低賃金額の改定に際し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう、これまで以上に周知・活用促進に取り組まれることをお願いしたい。
加えて、企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための「価格転嫁円滑化対策パッケージ」などの支援施策が着実に実施されるよう取り組みをお願いしたい。

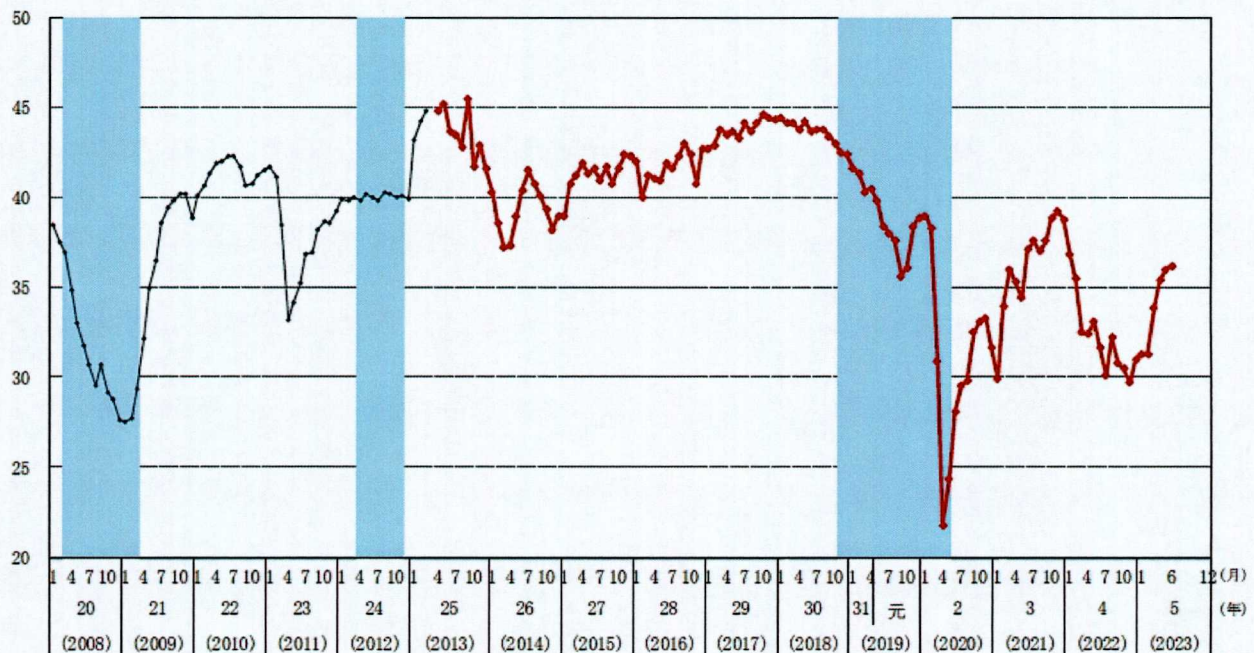
4 物価高騰から労働者の生活を守るためにも引き上げを

ロシアのウクライナ侵略や急激な円安などにより、原材料や燃料の価格が高騰し、食料・エネルギーの自給率が低く、輸入に頼る日本では、世界の先進国の中でも物価上昇が急激

であり、物価高騰が止まる予想すらできません。

内閣府の「消費動向調査」によると消費者の心理の明るさを示す消費者態度指数(図5)は、冬一時金と春闘賃上げにより6月が36.2となり、直近最低値の昨年11月(28.6)から7ヶ月連続で回復しましたが、直近最高値39.2(2021年11月)まで回復しておらず、コロナ禍以前の最高値44.9までの回復は、到底、望めない状況です。

図5【消費者態度指数の推移】(二人以上の世帯、季節調整値) ■は、景気後退期を示す。



また、前文でも述べたとおり、昨年の最低賃金決定時(2022年8月)には、香川県の消費者物価指数(7月31日香川県発表の高松市の指数)は、一般労働者の生計費に大きく影響する「食料」が3.8ポイント上昇し、「高熱・水道」は10.3ポイントも上昇していましたが、最低賃金額は3.5%しか引き上げられていません。

香川県の消費者物価指数(図6)は、その後も上がり続け、今年6月迄の1年間で「総合指数」で2.9ポイント(昨年の1.5倍)も上がっています。「食料」が8.5ポイント、「家具・家電用品」が11.5ポイントも上昇し、昨年変動が無かった「保険医療」も、医療保険料の負担増が影響し3.4ポイントも上昇しています。「光熱・水道」は、政府の電気料金抑制策より2月～5月まで13ポイントも低下しましたが、6月以降の電気料金値上げ(四国電力)が、一般家庭29%・事業所23～25%も引き上げられ、昨年の指数より大幅に上昇するのは明らかです。

消費者物価指数に比べて企業物価指数(図7)は、まだ上昇しているものの上昇率は半減しています。輸出・輸入物価指数の上昇率は昨年の1割程度です。そのため、今年の春闘賃上げ率は、大手企業で3.5～4.0%、中小企業で3.0～3.5%まで上昇しました。

昨年の香川地方最低賃金の改定額は、一般労働者の生計費に大きく影響する「食料」が3.8ポイント、「高熱・水道」が10.6ポイントも上昇しましたが、最低賃金の引き上げ額は30円(引上率3.5%)にとどまっています。

今年こそ、消費者物価の上昇を反映し、最低賃金の大幅引き上げを行っていただきたい。最低でも、昨年引上額30円の1.5倍(+45円)以上に、「食料」や「家具・家電用品」の物価上昇と「光熱・水道」の値上げを反映すれば昨年の3倍(+90円)に引上げ、都市

部との地域間格差を縮める努力をお願い致します。

図6 【高松市消費者物価指数（10大費目）】（香川県発表値）

令和2(2020)年＝100、%											
年 月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
2021年 6月	99.3	100.3	99.9	101.6	99.1	101.9	99.6	93.9	100.8	100.8	100.9
2022年 6月	101.3	104.1	100.1	112.2	103.3	105.5	99.6	92.8	98.2	102.3	102.2
7月	101.6	104.1	100.1	112.5	105.3	103.9	99.9	94.0	98.2	103.0	102.2
8月	102.2	104.8	100.1	112.5	108.2	103.6	99.9	94.1	98.2	104.7	103.2
9月	102.5	106.2	100.1	112.6	106.2	107.2	99.8	94.1	98.2	104.2	102.3
10月	103.0	107.8	100.2	112.8	110.7	107.3	99.9	94.3	98.2	102.9	102.5
11月	103.2	108.9	100.4	113.0	111.2	107.5	100.1	94.2	98.2	101.3	102.5
12月	103.3	109.0	100.4	113.3	111.0	107.3	100.0	94.2	98.2	102.0	102.4
2023年 1月	103.5	109.7	100.5	113.4	111.0	103.4	100.1	94.2	96.8	103.3	102.6
2月	102.7	110.1	100.5	98.4	111.3	102.3	100.8	94.0	96.8	104.1	102.6
3月	103.1	109.9	100.5	98.3	113.6	105.5	102.6	94.5	96.7	105.2	103.1
4月	103.6	111.2	100.6	98.4	115.5	106.8	102.3	94.4	95.9	105.9	103.3
5月	104.2	112.6	100.6	99.4	114.8	106.2	103.0	94.8	96.6	106.7	103.3
2021年6月～ 2022年6月の 上昇率	2.0	3.8	0.2	10.6	4.2	3.6	0.0	-1.1	-2.6	1.5	1.3
2022年6月～ 2023年5月の 上昇率	2.9	8.5	0.5	-12.8	11.5	0.7	3.4	2.0	-1.6	4.4	1.1

図7 【企業物価指数】（2021年～2023年5月速報値、日銀）

		指数は2020年平均＝100、%						
年 月		国内企業 物価指数		輸出 物価指数		輸入 物価指数		(参考) 為替相場 ドル/円
			(参考) 夏季電力 料金調整 後	円 ベース	契 約 通 貨 ベース	円 ベース	契 約 通 貨 ベース	
			前年比	前月比	前年比	前年比	前年比	前年比
2021年	6月	4.9	0.8	9.9	7.3	27.6	25.0	0.9
2022年	6月	9.6	0.9	19.2	6.0	48.3	27.6	4.0
	7月	9.3	0.6	19.6	5.1	49.2	26.3	2.1
	8月	9.6	0.4	17.1	3.6	42.8	22.0	-1.1
	9月	10.3	1.0	20.1	3.0	48.5	21.5	5.8
	10月	9.7	1.2	18.7	1.8	42.3	16.5	2.9
	11月	9.9	0.8	15.1	1.1	28.0	8.4	-3.2
	12月	10.6	0.7	12.1	1.3	22.2	7.5	-5.2
2023年	1月	9.6	0.0	9.1	1.2	17.0	6.5	-3.5
	2月	8.3	-0.3	9.5	0.6	15.0	3.5	1.8
	3月	7.4	0.1	7.2	-0.2	9.4	0.1	0.9
	4月	5.9	0.3	1.8	-1.3	-3.8	-7.5	-0.4
	5月速報	5.1	-0.7	2.0	-1.8	-5.4	-9.6	3.0
2021年6月～ 2022年6月の 上昇率		9.6		19.2	6.0	48.3	27.6	20.1
2022年6月～ 2023年5月の 上昇率		5.1		2.0	-1.8	-5.4	-9.6	7.1

【 最後に 】

最低賃金法(1条)の目的は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことです。

消費を向上させる以外に経済の「好循環」は生まれません。そのためには、最低賃金の底上げが最も効果的です。急激な物価高騰の今こそ、先進諸国並みに「全国一律最低賃金制」に転換し、地域間格差を解消し、時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。

同時に、最低賃金の引き上げを補完するべく、中小企業の願いに寄り添った、利用しやすい力強い行政の支援策が不可欠です。

香川地方最低賃金審議会の各委員に於かれましては、香川地方の地域経済活性化に向けて、消費者物価指数を基にした積極的な最低賃金引き上げ議論をしていただくとともに、地域間格差の解消と、中小企業が利用しやすい具体的な支援策を、国への要望として含めた「答申」が出されることを期待し、香川県労働組合総連合の意見とします。

以 上。

2023年 7月11日

香川労働局長 栗尾 保和 様

香川地方最低賃金審議会会長

柴田 潤子 様



香川県労働組合総連合(香川県労連)

女性部長 中 平 朋 子



2023 年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけた意見書 ー最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現をー

【意見趣旨】

1. 新型コロナウイルス感染症は5月8日から5類に移行し、香川県対処方針も廃止となったが、物価の高騰は収まらず地域経済への打撃はまだ回復されてはいない。消費を増やし地域経済を活性化させるためにも、賃金水準を引き上げていく必要がある。とりわけ中小企業に最賃引上げのための助成・援助措置を行うことが重要である。
2. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第9条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきである。ただちに、時給1500円以上の実現が求められる。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとするべきである。
 - (2) 最低賃金額は女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきである。
 - (3) 最低賃金引上げにあたっては、中小企業への支援が必須である。
3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、生計費原則に基づき最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきである。
4. 男女賃金格差をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則を実現するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきである。
5. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきである。

【意見理由】

1 安心・安全な社会生活を送るために最低賃金の引き上げが必要

新型コロナウイルス感染拡大の中で、社会の機能を維持し、日常生活を守るために必要不可欠の存在であるエッセンシャルワーカーが、賃金・待遇面で劣悪な状況にあることが明らかになった。その改善を求める声を受けて、2021年「公的価格評価検討委員会」が政府内にも発足した。

エッセンシャルワーカーは非正規雇用化・委託化が進められた結果、その多くが最低賃金水準で働く労働者である。最低賃金を引き上げることは、私たちの生活を支えるエッセンシャルワーカーの待遇改善、人員の確保や離職率の減少につながり、安全・安心な社会生活を保障するために必要である。

2 新型コロナウイルス感染症の影響下での経済活性化のために

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条が定める三要素（地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）を考慮して定められなければならないが、現状では生計費より賃金支払い能力が優先されている。コロナ禍で、多くの中小企業が事業の存続と雇用の維持に懸命に努力をしている中、賃金支払能力を引き上げるためには、中小企業への支援の強化が必須である。

中小企業家同友会全国協議会は次の3つの提言をしている。

- ① 最低賃金の地域間格差の是正…格差は人口流出を促してしまう。2021年地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図を見ると、最低賃金の高い県は人口が増加し、低い県は減少している。香川県はマイナスである。
- ② 社会保険料の事業主負担軽減……賃上げの際に大きな負担となるので、免除・助成制度等で軽減を図る。
- ③ 取引関係の適正化…労務費上昇分を転嫁できる。

これらの対策による最低賃金の引き上げは、県民の生活を底上げして購買力を上げ、地域の中小・零細企業の営業も改善させて地域経済の活性化が期待できる。

また、低賃金層は女性の比率が高い。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引き上げと中小企業支援の拡充を求める。

3 生計費として時給 1500 円は最低必要

2022年度の総務省「家計調査」によると、1か月あたりの平均消費支出は320,600円であり、前年より約1万円増加した。また、全労連加盟の24の都道府県組織が行った「最低生計費試算調査」によれば、全国どこでも月額22万円～25万円は必要という結果が出た。香川県の最低賃金878円を月160時間で換算すれば140,480円であり、約10万円の差がある。

4月に高松市の商店街等で「香川県の最低賃金878円、月額140,480円で満足な生活ができますか？」というアンケート調査を行い、167名から回答を得た。その結果、「満足いく生活ができない」が98%であり、「この金額では満足どころか自立した生活は不可能」との声が多数を占めた。実際に最低賃金で働いている方からは「生活できない。」という切実な声を聞いた。

この結果から、最賃法9条により「生計費」を考慮するならば、即時1500円以上へ最低賃金を引き上げることが求められる。また、最低賃金額の決定については、物価高騰、社会保険料や医療費の引き上げ等の影響も含めて検討し、大幅に引き上げることが必要である。

4 若者の将来の希望のため、最低賃金の引き上げが必要

2022年の香川県の出生数は6,050人で前年比7.4%減（全国平均5%減）、婚姻件数も3,494件で7.2%減（全国平均0.7%増）の大幅な減少となった。（厚生労働省）その背景には、経済的な不安定さがある。20～30代の35%以上が結婚したいと思わない理由として挙げているのが「経済力がない・仕事が不安定だから」である。（内閣府「男女共同参画白書」）年収300万円未満の青年は、20代のほぼ9割、30～34歳でも65.6%を占めている。これでは、自分の生活で精一杯で、家庭を持つことは厳しい。今求められているのは、望む人が子どもを産み・育てることができる賃金を保障することである。

5 女性の貧困・子どもの貧困をなくすため、最低賃金の引き上げが必要

有業の既婚女性の約6割は、年間所得が200万円未満である。現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していない。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきである。

日本の子どもの貧困率は主要国36カ国の中でも低位であり、特に母子世帯の貧困は深刻である。働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用である。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても生計費を賄えない賃金は、憲法 25 条違反と言わざるを得ない。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題であり、最低賃金の引き上げが必要である。

内閣府「男女共同参画白書」は課題として「女性の経済的自立を可能とする環境の整備」を 4 点あげている。「男女間賃金格差の解消」「成長産業への女性の労働移動」「ケア労働への評価、女性が多い保育・介護等の分野の賃金の改善」「地方における女性活躍推進」であり、これらの速やかな実行を求める。

6 男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要

世界経済フォーラムが発表した2022年のジェンダーギャップ指数の日本の総合順位は146カ国中116位で、先進国の中では最低レベルである。特に「経済」の順位は121位で日本の順位が低い大きな要因となっている。

総務省労働力調査によると、2022年の女性の労働力人口は前年に比べ26万人増加しているが、その内10万人が非正規雇用となっている。また、全女性労働者の53%は非正規労働者であり、男女合わせた非正規労働者全体の約 7 割を女性が占めている。そのなかでもパート労働者が多く、女性非正規労働者の賃金は、男性正規労働者の賃金水準の 3 割を超えない。生涯賃金では約 1 億円もの差になる。男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きい。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払拭されない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要である。

7 女性の自立のため、最低賃金の引き上げが必要

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態がある。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、女性が就労調整を行い夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況があり、最賃近傍で働く女性労働者は男性の約 3 倍となっている。

現行の最低賃金額は、全国加重平均額 961 円（2022年 10 月改定）であり年間 1800 時間をフル稼働で働いたとしても 172 万 9800 円にすぎない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため、最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

8 地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が求められている

2022年の地域別最低賃金の改訂により、最低額853円と最高額1072円の差は219円である。月 150 時間労働の場合、年収では約 40 万円の格差になる。（香川県の場合は約 35 万円の差になる）そのため、最低賃金が低い地域から、高い地域への人口流出がおこり、地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は疲弊し、衰退の一途をたどっている。経済の健全な立て直しのために、地域間格差の是正が必要であり、全国一律の最低賃金制度を確立することが求められている。

以 上

2023年7月13日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 様



令和5年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますこと敬意を表します。

香川地方最低賃金の改定審議にあたり、労働者を代表して意見を申し上げます。

はじめに

今年の最低賃金については、ほぼ30年ぶりの賃上げ水準を未組織の労働者へも波及させることが重要です。それは、長年続いてきたデフレインドから脱却し、県内の経済を好循環へ導くためにも必要です。

現下の香川県の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにとりわけ大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務です。2022年度改定で香川県の最低賃金は878円となりましたが、当該水準では1年間働いても年収170万円¹に満たず、セーフティネットとして不十分です。また、地域間格差も大きな課題であり、最大194円という額差が生じており香川県から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

最低賃金制度の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することは最も重要な要素の1つであります。

このような状況を踏まえ、私たちが2023春季生活闘争を通じて獲得した賃上げの流れを、香川県最低賃金の引上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことは、私たち労働組合に課せられた社会的責務であると考えています。その意味で、労働の対価にふさわしい賃金のセーフティネットたる最低賃金額の引上げを求めます。

¹ 香川県最低賃金額878円を基に、時給（1日8時・月20日勤務）計算した。

1. 香川県の経済成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要である

香川県政策部では、資源高や円安の影響等により 2021 年度後半から上昇し続けている物価は現状ではピークを打ちつつある²なか、「緩やかに持ち直しの動きが続いている」と判断³しています。同様に日銀高松支店は、5 月の金融経済概況では、「緩やかに持ち直している」とする判断を維持しました。

足元では、香川の実質賃金は前年比▲4.6⁴と、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引き上げに向けた「人への投資」が必要であります。

2. 賃上げの流れを継続させ、社会のステージを転換する必要がある

連合の 2023 春季生活闘争第 7 回回答集計⁵（2023.7.5）では、平均賃金方式で回答を引き出した 5,272 組合の賃上げ結果は、額 10,560 円・率 3.58%と、1993 年以来 30 年ぶりの水準であります。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で 52.78 円、率は 5.01%で、比較可能な 2015 闘争以降で最も高く、時給は一般組合員（平均賃金方式）を上回っています。

連合香川の 2023 春季生活闘争第 4 回回答集計結果（2023.6.23）では、平均賃金方式（加重）で回答を引き出した 23 組合の賃上げ結果は、額 9,460 円・率 4.05%であり、昨年の 6 月 6,485 円よりも更に高い水準に達しており、賃上げ集計を開始した 2015 年以降で最も高く、賃上げの流れは継続しています。

このことから、労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを継続し、国内経済を好循環へと転換するためには、最低賃金を大幅に引上げ、最低賃金近傍で働く未組織労働者の労働条件の向上へ波及させることが必要であります。

最低賃金を引上げることで、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定・労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法 1 条の目的を果たすことが重要であります。

3. 現在の香川県最低賃金が抱える課題（絶対額の低さ、地域間格差の大きさ）を解決しなければならない

² 消費者物価指数は 2023 年 1 月に昨年同月比 4.3%（総合）に達した後、3.3%（同 2 月）、3.2%（同 3 月）、3.5%（同 4 月）と推移

³ 香川県の地域情勢（令和 5 年 5 月分）HP より

⁴ 毎月勤労統計調査 2023 年 4 月結果確報（香川県の 2023 年 1～4 月平均値）

⁵ 連合 2023 春季生活闘争第 7 回回答集計（2023.7.5）発表より（添付資料 1 参照）

なければならない

(1) 労働の対価としてふさわしい香川の最低賃金水準を求める

2010 年の雇用戦略対話で、「早期に全国最低 800 円」「2020 年までに全国平均 1,000 円」が合意⁶されたものの、未だに 1,000 円に到達するには及んでいません。

政府・岸田政権は、6 月 6 日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版案」を閣議決定しました。その中で、最低賃金について「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、引き続き地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う」との目標を盛り込んでいます。

連合香川は、早期の「誰もが時給 1,000 円」を実現させるために、香川県にふさわしい最低賃金水準として 2022 年末に改訂した「2021 連合リビングウェイジ⁷」香川県 1,040 円（車所有 1,352 円）を重視しつつ、外部労働市場における募集賃金の実態や高卒初任給との均衡も考慮し、最低賃金「誰もが時給 1,000 円」への早期に到達を求めます。

(2) 地域間格差の是正に向け、香川の底上げが必須である

中央最低賃金審議会では、「目安制度の在り方に関する全員協議会」を開催し、「報告書」を取りまとめました。その中では、2023 年度審議では目安を示すランク数が 3 区分へと見直されました。そして、最高額と最低額の比率のみならず、額差（219 円）の縮小につながる目安の引出しに向け、B・C ランクの底上げに拘るとされました。

そのランク区分を見直す際の基礎とした「1 人当たりの県民所得」「消費者物価地域差指数」「1 人 1 時間当たり所定内給与額」等の 19 項目の指標に基づく総合指数では、香川県は全国 21 位であり、今の最低賃金額は現状に見合っているとはいえません。

また香川と東京の地域間格差は、時間額に統一された 2002 年度に額差は 90 円であったものが、2022 年度には 194 円まで拡大しました。県内では深刻な人材不足の状況が続くなか、地域間格差を是正しなければ地方から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、香川の中小・零細企業の事業継続・産業発展の厳しさに拍車がかかることが明白であることから、労働者を確保する観点からも地域間格差の是正を求めます。

4. 中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備を進めることが必要である

最低賃金の引上げに向けては、県内において賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃

⁶ 雇用戦略対話における合意では、目標達成に向けては「2020 年度までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る成長が前提」とされている。

⁷ 2021 連合リビングウェイジ（2022 改訂版）によれば、香川県で単身者が生活するには時給 1,040 円以上必要であると試算している。（添付資料：2-①、②を参照）

り、政府ならびに地方自治体の各種支援策の利活用状況等を踏まえたうえで、一層の制度拡充や利活用促進が必要であります。

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上などへの支援の一層の強化に取り組むとともに、その際には、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策が必要であります。

加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できることが必要であり、そのためにもパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を行うとともに、その実効性を高めていくことが重要であります。

最後に

令和5年度香川地方最低賃金審議会の改正審議において、香川の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点、ならびに春の賃上げ・消費者物価上昇率等を考慮した香川県最低賃金の引き上げが必要であります。

私たちは、審議会において労使が論議を尽くしたうえで、最低賃金水準の改善が前進することを心から期待申し上げ、令和5年度香川県最低賃金の改正に対する意見と致します。

【添付資料】

1. 2023 春季生活闘争 全国の妥結状況 (2023.07.05 発表)
- 2-①、②「2021 連合リビングウェイジ」労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものです。(2022.12公表)

2023 年 7 月 5 日 (水)

《問い合わせ先》

総合政策推進局長 仁平 章

直通電話 03 (5295) 0517

代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

「未来につながる転換点」となり得る高水準の回答 ～2023 春季生活闘争 第 7 回 (最終) 回答集計結果について～

連合 (会長: 芳野友子) は 7 月 3 日 (月) 10:00 時点で、2023 春季生活闘争の第 7 回 (最終) 回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求した 5,613 組合中 5,463 組合が妥結済み (97.3%)。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は 2,909 組合・53.2% で、比較可能な 2013 闘争以降では組合数・割合とも最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した 5,272 組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で 10,560 円・3.58% (昨年同時期比 4,556 円増・1.51 ポイント増)、うち 300 人未満の中小組合 3,823 組合は 8,021 円・3.23% (同 3,178 円増・1.27 ポイント増) となった。6 月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な 2013 闘争以降で最も高く、労使が中期的視点を持って粘り強く交渉した結果であり、「未来につながる転換点」となり得るものと受け止める。
賃上げ分が明確に分かる 3,186 組合の「賃上げ分」は 5,983 円・2.12%、うち中小組合 2,019 組合は 4,982 円・1.96% となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した 2015 闘争以降で最も高い。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 52.78 円 (同 29.35 円増)・月給 6,828 円 (同 2,831 円増) である。引上げ率は概算でそれぞれ 5.01%・3.18% となり、時給は一般組合員 (平均賃金方式) を上回っている。
- 企業内最低賃金協定改定の取り組み組合数は昨年同時期並みだが、回答額は着実に上昇している。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても数多くの取り組みがなされている。



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）				昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表）			
	集計組合数	定昇相当込み賃上げ計		集計組合数		定昇相当込み賃上げ計			
	集計組合員数	額	率			集計組合員数	額	率	
300人未満 計	5,272 組合 2,877,053 人	10,560 円	3.58 %	4,556 円 1.51 倍	4,944 組合 2,710,296 人	6,004 円	2.07 %		
	3,823 組合 362,688 人	8,021 円	3.23 %	3,178 円 1.27 倍	3,596 組合 340,095 人	4,843 円	1.96 %		
	～99人	2,313 組合 96,456 人	6,867 円	2.94 %	2,480 円 1.05 倍	2,184 組合 88,939 人	4,387 円	1.89 %	
	100～299人	1,510 組合 266,232 人	8,451 円	3.32 %	3,441 円 1.34 倍	1,412 組合 251,156 人	5,010 円	1.98 %	
	300人以上 計	1,449 組合 2,514,365 人	10,957 円	3.64 %	4,774 円 1.55 倍	1,348 組合 2,370,201 人	6,183 円	2.09 %	
	300～999人	978 組合 524,199 人	9,389 円	3.44 %	3,994 円 1.44 倍	902 組合 485,271 人	5,395 円	2.00 %	
1,000人～	471 組合 1,990,166 人	11,380 円	3.69 %	4,984 円 1.57 倍	446 組合 1,884,930 人	6,396 円	2.12 %		

※ 2023年と2022年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)		2023回答 (2023年7月5日公表)				賃上げ分 昨年対比	2022回答 (2022年7月5日公表)			
		集計組合数		定昇相当込み			集計組合数		定昇相当込み	
		集計組合員数	賃上げ計	賃上げ分	賃上げ分		集計組合員数	賃上げ計	賃上げ分	
300人未満 計	3,186 組合	10,995 円	5,983 円	4,119 円	1.49 倍	2,213 組合	6,474 円	1,864 円	0.63 %	
	2,320,523 人	3.69 %	2.12 %	1,938,910 人		2.20 %	0.63 %			
	2,019 組合	9,169 円	4,982 円	3,210 円		1,376 組合	5,769 円	1,772 円		
	238,848 人	3.57 %	1.96 %	1.24 倍		167,398 人	2.26 %	0.72 %		
	967 組合	8,333 円	4,433 円	2,636 円		636 組合	5,461 円	1,797 円		
～99人	49,072 人	3.36 %	1.87 %	1.10 倍	32,128 人	2.24 %	0.77 %			
	1,052 組合	9,387 円	5,124 円	3,358 円	740 組合	5,842 円	1,766 円			
	189,776 人	3.62 %	1.99 %	1.28 倍	135,270 人	2.27 %	0.71 %			
300人以上 計	1,167 組合	11,222 円	6,098 円	4,225 円	1.52 倍	837 組合	6,546 円	1,873 円		
	2,081,675 人	3.71 %	2.14 %	1,771,512 人		2.19 %	0.62 %			
	772 組合	10,139 円	5,698 円	3,919 円		533 組合	6,093 円	1,779 円		
300～999人	417,141 人	3.68 %	2.09 %	1.43 倍	291,462 人	2.25 %	0.66 %			
	395 組合	11,502 円	6,198 円	4,306 円	304 組合	6,637 円	1,892 円			
	1,664,534 人	3.71 %	2.16 %	1.55 倍	1,480,050 人	2.18 %	0.61 %			

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2023回答（2023年7月5日公表）				引上げ額／率 昨年対比	2022回答（2022年7月5日公表）		
	集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率		集計組合数	引上げ額	改定前水準
	集計組合員数	到達水準	到達水準			集計組合員数	到達水準	到達水準
A方式35歳	229 組合	5,164 円	274,319 円	3,074 円 1.13 倍	237 組合	2,090 円	278,668 円	
	135,749 人	1.88 %	279,483 円		145,952 人	0.75 %	280,761 円	
A方式30歳	220 組合	4,162 円	243,876 円	2,626 円 1.09 倍	234 組合	1,536 円	245,899 円	
	148,731 人	1.71 %	248,038 円		160,243 人	0.62 %	247,436 円	
B方式35歳	179 組合	9,784 円	264,178 円	3,233 円 1.23 倍	193 組合	6,551 円	265,710 円	
	99,855 人	3.70 %	273,828 円		104,745 人	2.47 %	272,261 円	
B方式30歳	143 組合	11,619 円	231,659 円	2,783 円 1.23 倍	162 組合	8,836 円	233,165 円	
	56,190 人	5.02 %	243,278 円		66,055 人	3.79 %	242,088 円	
C方式35歳	151 組合		289,537 円		110 組合		286,815 円	
	324,558 人		299,058 円		161,932 人		290,341 円	
C方式30歳	0 組合		0 円		0 組合		0 円	
	0 人		0 円		0 人		0 円	

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	377 組合	39.74 円	1,091.78 円	18.37 円	337 組合	21.37 円	1,057.31 円
加重平均	808,108 人	52.78 円	1,095.67 円	29.35 円	754,004 人	23.43 円	1,047.00 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
単純平均	136 組合	6,647 円	3.09 %	2,919 円	100 組合	3,728 円	1.75 %
加重平均	29,553 人	6,828 円	3.18 %	2,831 円	27,425 人	3,997 円	1.85 %

④企業内最低賃金協定 (組合数による単純平均)

基幹的労働者	2023回答 (2023年7月5日公表)				2022回答 (2022年7月5日公表)	
	闘争前協約あり		闘争前協約なし			
	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	165,666 円	213 組合	172,339 円	10 組合	172,650 円	
時間額	1,031 円	51 組合	1,068 円	3 組合	967 円	
基幹的労働者以外	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
	闘争前水準	回答組合数	回答額	回答組合数	回答額	
18歳月額	165,588 円	657 組合	170,937 円	42 組合	175,470 円	
時間額	972 円	167 組合	1,000 円	18 組合	936 円	

※ 要求提出組合の単純平均

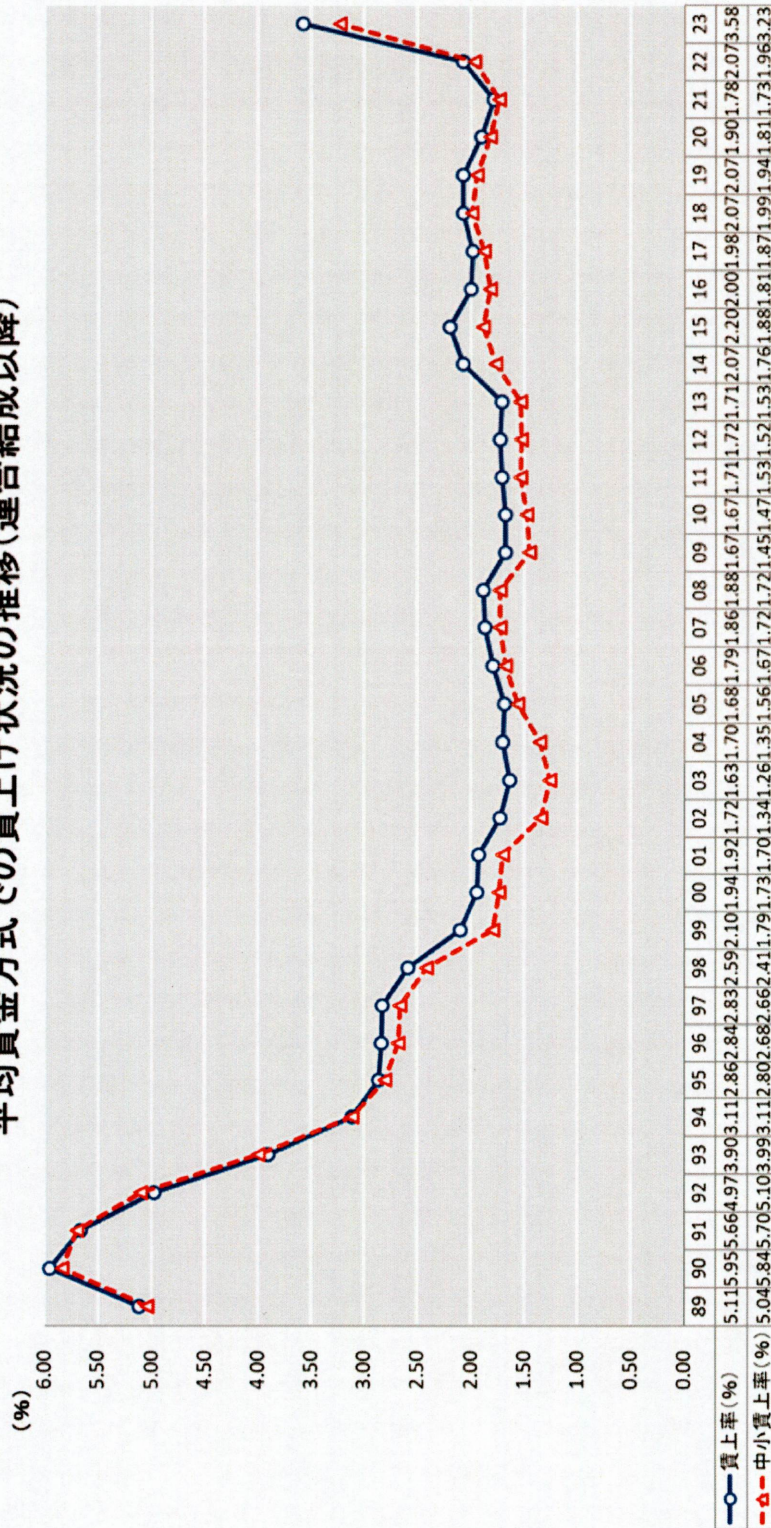
2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ 〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	2,213 組合 1,960,479 人	4.87 月	0.00 月	2,018 組合 1,827,428 人	4.87 月	
	金額	1,344 組合 1,127,836 人	1,588,396 円	28,351 円	1,237 組合 1,080,221 人	1,560,045 円	
季別	月数	2,675 組合 1,777,471 人	2.34 月	0.01 月	2,509 組合 1,820,757 人	2.33 月	
	金額	2,009 組合 1,175,981 人	717,421 円	9,102 円	1,862 組合 1,030,274 人	708,319 円	
短時間労働者 一時金	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	42 組合 64,630 人	1.43 月	0.61 月	40 組合 79,951 人	0.82 月	
	金額	46 組合 106,713 人	103,399 円	29,651 円	43 組合 101,156 人	73,748 円	
季別	月数	44 組合 93,850 人	0.53 月	0.12 月	38 組合 85,164 人	0.41 月	
	金額	49 組合 103,429 人	57,179 円	5,986 円	46 組合 86,416 人	51,193 円	
契約社員 一時金	2023回答 (2023年7月5日公表)			昨対比	2022回答 (2022年7月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	38 組合 5,219 人	2.25 月	0.09 月	37 組合 5,945 人	2.16 月	
	金額	21 組合 4,911 人	234,920 円	▲ 124,358 円	20 組合 4,404 人	359,278 円	
季別	月数	55 組合 13,051 人	1.24 月	▲ 0.96 月	49 組合 22,918 人	2.20 月	
	金額	29 組合 8,155 人	249,309 円	18,918 円	33 組合 19,892 人	230,391 円	



平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注) 1989～2023年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。



添付資料 2 - ①

2022簡易改定LWと2022地域別最低賃金との比較(暫定版)

2022/11/2

		2022簡易改定LW			同自動車保有の場合			⑤2022 地域別 最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h (円)	(円)	⑤/①	④/165h (円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
地賃 A	東 京	1,230	203,000	87.2	1,545	255,000	69.4	1,072	101.7	125.6
	神 奈 川	1,170	193,000	91.5	1,485	245,000	72.1	1,071	101.4	106.1
	大 阪	1,100	181,000	93.0	1,400	231,000	73.1	1,023	98.8	88.3
	埼 玉	1,110	183,000	88.9	1,412	233,000	69.9	987	98.9	92.5
	愛 知	1,070	176,000	92.1	1,370	226,000	72.0	986	97.4	82.7
	千 葉	1,110	183,000	88.6	1,412	233,000	69.7	984	99.2	91.0
地賃 B	京 都	1,100	182,000	88.0	1,412	233,000	68.5	968	100.0	87.6
	兵 庫	1,100	181,000	87.3	1,400	231,000	68.6	960	98.8	88.4
	静 岡	1,060	175,000	89.1	1,364	225,000	69.2	944	97.7	79.0
	三 重	1,040	172,000	89.7	1,352	223,000	69.0	933	98.6	71.8
	広 島	1,050	174,000	88.6	1,358	224,000	68.5	930	98.2	76.0
	滋 賀	1,070	176,000	86.6	1,376	227,000	67.4	927	99.3	77.3
	栃 木	1,040	171,000	87.8	1,339	221,000	68.2	913	97.6	71.5
	茨 城	1,030	170,000	88.4	1,333	220,000	68.3	911	97.2	71.5
	富 山	1,030	170,000	88.2	1,333	220,000	68.1	908	98.2	68.9
	長 野	1,020	169,000	89.0	1,321	218,000	68.7	908	96.9	68.9
	山 梨	1,020	169,000	88.0	1,321	218,000	68.0	898	97.3	68.1
	北 海 道	1,050	173,000	87.6	1,358	224,000	67.8	920	100.7	66.7
地賃 C	岐 阜	1,030	170,000	88.3	1,327	219,000	68.6	910	96.9	71.0
	福 岡	1,050	173,000	85.7	1,352	223,000	66.6	900	97.5	76.3
	奈 良	1,050	173,000	85.3	1,352	223,000	66.3	896	97.0	77.7
	群 馬	1,010	167,000	88.6	1,309	216,000	68.4	895	96.2	67.7
	岡 山	1,040	172,000	85.8	1,339	221,000	66.6	892	97.4	73.5
	石 川	1,050	174,000	84.9	1,364	225,000	65.3	891	99.7	72.5
	新 潟	1,030	170,000	86.4	1,333	220,000	66.8	890	97.5	71.1
	和 歌 山	1,040	171,000	85.5	1,345	222,000	66.1	889	99.2	67.8
	福 井	1,040	171,000	85.4	1,339	221,000	66.3	888	98.9	68.2
	山 口	1,020	169,000	87.1	1,333	220,000	66.6	888	99.7	62.8
	宮 城	1,060	175,000	83.3	1,364	225,000	64.8	883	98.6	77.1
	香 川	1,040	172,000	84.4	1,352	223,000	65.0	878	98.6	71.5
	徳 島	1,040	171,000	82.2	1,345	222,000	63.5	855	99.5	66.7
	福 島	1,030	170,000	83.3	1,339	221,000	64.1	858	99.0	66.8
	青 森	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.3
	岩 手	1,020	169,000	83.7	1,333	220,000	64.1	854	99.0	65.0
地賃 D	秋 田	1,010	167,000	84.5	1,315	217,000	64.9	853	97.9	62.9
	山 形	1,050	173,000	81.3	1,358	224,000	62.9	854	100.2	68.0
	鳥 取	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	98.1	64.0
	島 根	1,030	170,000	83.2	1,339	221,000	64.0	857	99.6	64.5
	愛 媛	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.0	65.9
	高 知	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	99.4	64.2
	佐 賀	1,020	169,000	83.6	1,327	219,000	64.3	853	98.1	67.1
	長 崎	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.9	65.8
	熊 本	1,030	170,000	82.8	1,333	220,000	64.0	853	98.8	65.9
	大 分	1,020	168,000	83.7	1,321	218,000	64.6	854	97.9	65.6
	宮 崎	990	163,000	86.2	1,285	212,000	66.4	853	96.1	60.4
	鹿 児 島	990	164,000	86.2	1,297	214,000	65.8	853	96.7	61.1
	沖 縄	1,050	173,000	81.2	1,352	223,000	63.1	853	98.9	72.4

*1 ①③時間額は、それぞれ②④月額を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省, 2021)所定内実労働時間数全国平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入した

*2 さいたま市のリビングウェイズ(成人単身)を住居費(49,586円)と住居費以外(138,784円、自動車保有の場合は189,691円)に分解し、

それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出した

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局, 2020)の「家賃を除く総合」指数から算出した

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局, 2018)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と

「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出した

添付資料 2 - ②

連合リビングウェイジ2022簡易改定版総括表(暫定版)

2022/10/12

世帯構成	単身成人	2人(成人・ 保育児)	2人 (成人男女)	3人(成人・ 中学生・小 学生)	3人(成人男 女・小学生)	4人(成人男 女・小学生2 人)	4人(成人男 女・高校生・ 中学生)
住居間取り	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
1. 食料費	36,370	46,488	68,928	76,645	85,372	91,911	114,008
内食費	17,140	22,282	34,280	47,992	46,278	49,535	61,190
昼食代	10,442	10,442	20,884	10,442	20,884	20,884	31,325
外食費	3,494	5,823	5,823	8,153	8,153	9,317	9,317
し好食費	5,294	7,941	7,941	10,058	10,058	12,175	12,175
2. 住居費	49,586	51,681	51,681	54,825	54,825	74,944	74,944
家賃・管理費・更新料	49,250	51,346	51,346	54,490	54,490	74,609	74,609
住宅保険料	335	335	335	335	335	335	335
3. 光熱・水道費	8,982	17,506	17,506	20,555	20,555	24,391	24,391
電気代	3,798	7,578	7,578	8,525	8,525	9,811	9,811
ガス代	3,327	5,577	5,577	6,298	6,298	6,874	6,874
上下水道費	1,856	4,350	4,350	5,732	5,732	7,706	7,706
4. 家具・家事用品	3,100	6,220	6,565	7,462	7,745	8,859	8,859
耐久消費財	984	3,001	3,121	3,001	3,121	3,476	3,476
室内装備品・照明器具・寝具類	719	1,250	1,422	1,769	1,940	2,431	2,431
台所・調理用品・食器	454	776	773	868	859	933	933
玄関・洗濯・裁縫・掃除・風呂用品	327	426	481	638	638	736	736
消耗品	616	768	768	1,186	1,186	1,282	1,282
5. 被服・履物費	9,351	11,975	18,145	16,700	20,809	23,473	27,516
被服費	4,484	6,241	8,306	8,442	10,063	11,820	12,709
衣料小物	1,482	1,895	3,221	2,671	3,674	4,127	4,692
履き物	2,147	2,539	4,403	3,658	4,795	5,188	6,640
クリーニング代	1,238	1,300	2,215	1,929	2,277	2,338	3,474
6. 保健・医療費	12,860	14,976	21,558	27,724	27,889	34,160	38,258
医薬品	749	1,094	1,094	1,360	1,360	1,592	1,592
医療器具	1,830	2,040	2,762	3,837	3,473	4,184	5,152
理美容用品	4,888	5,249	6,916	8,548	7,977	9,011	12,142
医療費	3,093	3,093	6,186	9,280	9,280	12,373	12,373
医療保険料	2,300	3,500	4,600	4,700	5,800	7,000	7,000
7. 交通・通信費	8,498	8,684	13,620	16,233	16,233	18,332	24,379
交通費	2,800	2,800	5,600	7,000	7,000	8,400	11,200
郵便費	186	372	372	558	558	744	744
通信費	5,512	5,512	7,649	8,675	8,675	9,188	12,435
8. 教育費	0	6,172	0	24,229	8,965	17,929	36,672
高等学校	0	0	0	0	0	0	21,407
中学校	0	0	0	15,265	0	0	15,265
小学校	0	0	0	8,965	8,965	17,929	0
保育施設	0	6,172	0	0	0	0	0
9. 教養娯楽費	8,620	15,292	18,716	21,726	22,097	25,478	29,792
教養娯楽耐久財	1,821	2,620	2,364	3,177	3,037	3,710	3,731
家庭教養文房具	200	200	200	200	200	200	200
情報料	1,235	5,421	5,421	5,421	5,421	5,421	5,421
娯楽費	2,555	2,555	5,110	5,621	6,132	7,153	9,197
レジャー費	2,811	4,497	5,622	7,308	7,308	8,994	11,243
10. その他	13,790	13,790	20,482	16,832	21,496	22,510	25,856
社会的交際費	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098
小遣い(成人)	6,692	6,692	13,384	6,692	13,384	13,384	13,384
小遣い(成人以外)	0	0	0	3,042	1,014	2,028	5,374
月間消費支出計	151,155	192,785	237,202	282,931	285,986	341,988	404,676
(自動車保有の場合)	190,632	232,262	276,679	322,407	325,463	381,464	444,153
児童手当受給額	0	10,000	0	20,000	10,000	20,000	10,000
月間必要生計費	151,155	182,785	237,202	262,931	275,986	321,988	394,676
(自動車保有の場合)	190,632	222,262	276,679	302,407	315,463	361,464	434,153
年間必要生計費	1,813,863	2,193,418	2,846,424	3,155,166	3,311,832	3,863,853	4,736,110
(自動車保有の場合)	2,287,584	2,667,139	3,320,145	3,628,887	3,785,553	4,337,574	5,209,830

2022簡易改定版連合リビングウェイジ

LW年額	2,258,610	2,679,567	3,594,878	3,925,807	4,224,631	4,958,250	6,109,255
(自動車保有の場合)	2,870,922	3,308,328	4,233,990	4,565,120	4,864,883	5,621,885	6,783,044
LW月額	188,217	223,297	299,573	327,151	352,053	413,187	509,105
(自動車保有の場合)	239,243	275,694	352,832	380,427	405,407	468,490	565,254
LW時間額(月165h)	1,141	1,353	1,816	1,983	2,134	2,504	3,085
(自動車保有の場合)	1,450	1,671	2,138	2,306	2,457	2,839	3,426

※LW時間額=LW月額/165時間(2021「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均)

※成人はいずれも勤労者を想定

※2人(成人男女)世帯はいずれも勤労者を想定。ただしLW時間額は世帯として必要な時間額であることに留意

※成人・高校生・中学生について男女の別の記載がない構成員区分については、女性の数値を用いた

※2021連合リビングウェイジに2022年7月時点の物価上昇を反映(総務省「消費者物価指数」全国中分類指数)

香経協発第 3 0 号
令和 5 年 7 月 1 4 日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿

香川県経営者協会
会長 本田 典孝



令和 5 年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

最近の景気見通しは、新型コロナウイルス禍から回復し、「景気は緩やかに回復している」という観測があるものの、エネルギー、原材料の高騰や世界経済の動き、ならびにコロナ感染の再拡大の可能性などにも十分留意しなければならない状況となっている。

こうした中、わが国企業数の 99.7% を占め、労働者の 7 割を雇用している中小企業・零細企業の多くは、厳しい価格競争や物価高にさらされ、資金力・人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、企業の存続や雇用の維持に苦慮している。

内閣府が令和 5 年 6 月 22 日に発表した「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」によれば、日本経済の基調判断を、「景気は、緩やかに回復している」と据え置いており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締めが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている。

一方、県内の最低賃金は、2016（平成 28）年度以降、2 円の引上げであった令和 2 年度を除けば、名目 GDP 成長率や消費者物価、賃上げ率を上回る 3% 超の引上げが続いており、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中であって、最低賃金が時間額で決まるようになった平成 14 年度以降での最高の引上げ率である 3.54% のプラス 30 円となった。

日本企業の景況感は幅広く改善傾向にあり、物価高に伴う賃金の引上げへの対応も必要ではあるものの、米欧の急速な利上げを背景に世界経済の減速感根強く、中国の回復には鈍さがみられるとともに、ウクライナ問題の長期化も懸念されるところである。



エネルギー資源・原材料費の高騰などコストの上昇に価格転嫁が追いつかずに苦戦している企業や、いまだに新型コロナウイルス禍からの回復が遅れている企業もある中で、大幅な最低賃金引上げによる人件費負担の増大が中小・零細企業の経営を圧迫し、企業の成長や雇用維持にマイナスの影響が生じることを懸念している。

2. 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会からの最低賃金に関する要望

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、4月21日に、3団体の連名で最低賃金に関する要望をとりまとめ、以下の内容を公表した。

デフレ脱却に向け、「成長と分配の好循環」の実現が求められる中で、最低賃金の引上げを求める声も高まるが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業にも強制力をもって適用されるものであり、法の趣旨に則った審議決定が求められる。

こうした認識のもと、2023年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

最低賃金の審議決定において考慮すべきものとして法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）のうち、中小企業の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格等の高騰により厳しい状況にある。三要素に関するデータによる明確な根拠のもとでの納得感のある審議決定となることを強く求める。

政府が、いわゆる「骨太の方針」等において経済政策の大きな方向性を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しないが、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。

3. 2023年最低賃金引上げの影響と価格転嫁の状況について

日本商工会議所が2月に、全国の中小企業を対象に実施した調査では、2023年の地域別最低賃金引上げの直接的影響を受けた（最賃を下回ったため賃金を引き上げた）と回答した企業は約39%であり、現在の最賃額が負担となっている企業は、半数以上を占めるという結果であった。

また、中小企業庁が4月から5月にかけて実施した中小企業の価格転嫁に関する調査では、発注元企業が価格交渉に応じないなどにより「価格転嫁できない」とする割合が、2022年9～11月の調査に比べて5.1ポイント上昇の21.4%に達した。さらに、「減額された」も2.1%あった。

4. コロナ融資の返済の困難について

新型コロナウイルス禍で収益が落ち込んだ企業を対象としたコロナ融資の返済が本格化する中で、中小・零細企業を中心に、物価高や人手不足といった問題もあり融資の返済が困難なことから、「息切れ」が懸念されており、倒産の増加など事業継続が危ぶまれる企業も出ている。

5. 県内企業の景況感について

(1) 日銀高松支店：金融経済概況および企業短期経済観測調査（短観）

6月12日に日銀高松支店が発表した6月の県内の金融経済概況では、「景気は緩やかに持ち直している」との基調判断を8ヵ月連続で据え置いた。新型コロナウイルスの5類移行によって幅広い業種で客足が伸び、個人消費は「持ち直している」として8ヵ月ぶりに判断を引き上げた。企業の生産については、横ばい圏内の動きとなっているという判断で、輸送機械は、生産水準が幾分低下しており、電気機械は、弱めの動きが続いている、とされている。

さらに、同支店が7月3日に発表した2023年6月の企業短期経済観測調査（短観）では、県内企業の業況判断指数は、2019年12月以来3年半ぶりにプラスに転じたが、業種別で見ると非製造業はプラス13と好調だが、製造業は前回より上昇したもののマイナス2であり、業種による景況の差がみられる。また、2023年度の見通しは、堅調な需要などで増収を見込む一方、為替相場の影響や海外経済の動向などから減益を予測している。

(2) 東京商工リサーチ：2023年度 香川県「賃上げに関するアンケート」調査

東京商工リサーチが2月に実施した、県内企業への「賃上げに関するアンケート」では、2023年度の賃上げを予定している企業は76%で、賃上げしない企業では、その理由として、「十分に価格転嫁できていない」が最多で、そのほか「原材料価格の高騰」「燃料代、電気代の高騰」「受注の先行きに不安がある」といった理由を挙げている。人手不足や物価高への対応で賃上げの必要性は感じているものの、苦慮している中小企業も多い。

(3) 四国新聞社：景気動向アンケート

四国新聞社が、4月から6月にかけて県内の200社を対象に行った景気動向アンケートでは、2022年度の業績について、売上高は伸びたものの、原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分が利益面を圧迫していることから、4割以上の企業が減益となっている。

また、今後の見通しについても、新型コロナウイルスや円安などの影響緩和に期待感が高い一方で、原材料・エネルギー高騰の影響が続くとみる企業も多い。

6. むすび

成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが肝要であり、そのために賃金引上げを行うことは望ましいと考えるところです。

しかしながら、国内外のさまざまな影響をうけ、コスト上昇や人手不足等に苦慮しながら経営を行っている中小・零細企業の状況と、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用される最低賃金引上げについて、経営実態と離れた大幅な引き上げとならぬよう、法が求める生計費、賃金、支払い能力にもとづく慎重な審議を強く望むものであります。

以 上

香タク協第21号

令和5年7月5日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿

香川県タクシー協同組合

理事長 岩崎 康誠



香川県最低賃金額の改定にあたっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが2類から5類になったところですが、令和2年2月以降のコロナ禍は我が国の国民生活及び日本経済に計り知れない打撃を受けました。

地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復傾向にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況が続いています。

現在、多くの事業者においては歩合給という賃金制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況であり、地域公共交通機関であるタクシー事業経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。また、令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰についても、事業経営に大きな負担となっています。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版
(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた（先進国の 1 人当たり実質賃金の推移を見ると、1991 年から 2021 年にかけて、米国は 1.52 倍、英国は 1.51 倍、フランスとドイツは 1.34 倍に上昇しているのに対して、日本は 1.05 倍）。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生 100 年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しもが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務（ジョブ）やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の 7 割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年 3 月 15 日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

(2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

(3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の 3 つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

(7) 多様性の尊重と格差の是正

① 最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

（９）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入^{（注）}した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

（注）所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

経済財政運営と改革の基本方針 2023
(令和5年6月16日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M & A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、G X、D X、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼ばれ込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

令和5年5月分 消費者物価指数(高松市)

前年同月比は上昇 -総合-

資料No.8

令和2(2020)年=100	総 合 指 数	104.2
	前 月 比	0.5% 上昇
	前 年 同 月 比	2.9% 上昇
	生 鮮 食 品 を 除 く 総 合 指 数	103.8
	生 鮮 食 品 及 び エ ネ ル ギ ー を 除 く 総 合 指 数	103.4

1. 概況

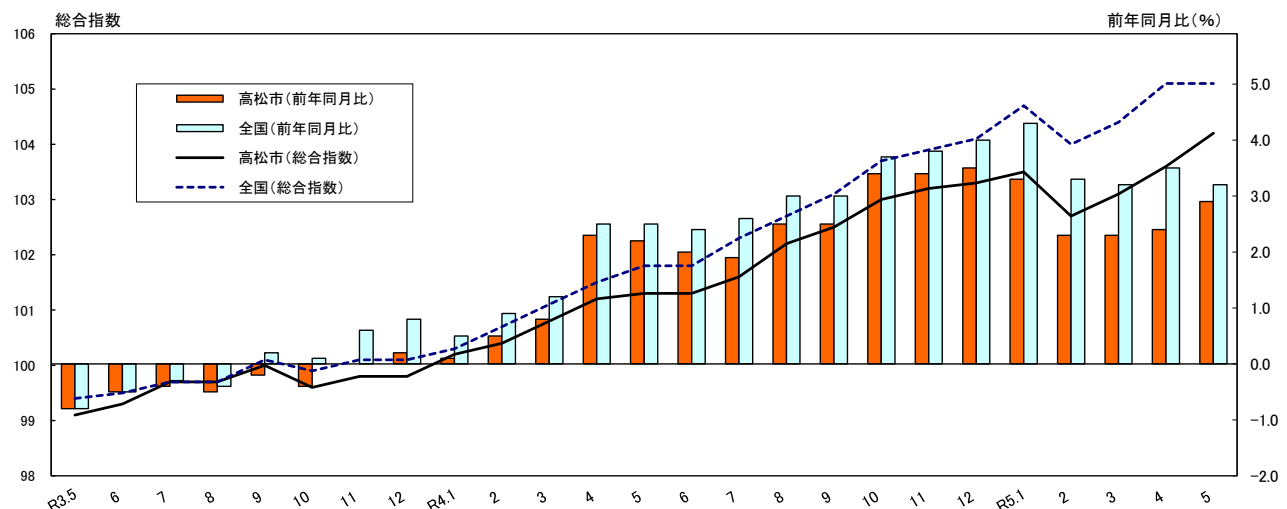
- (1) **総合指数**は令和2年を100として104.2となり、前月比は0.5%の上昇、前年同月比は2.9%の上昇となった。
10大費目指数の動きを前月比でみると、「食料」「光熱・水道」「教養娯楽」「教育」「保健医療」「交通・通信」の6費目が上昇し、「家具・家事用品」「被服及び履物」の2費目が下落した。
- (2) **生鮮食品を除く総合指数**は103.8となり、前月比は0.4%の上昇、前年同月比は2.7%の上昇となった。
- (3) **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**は103.4となり、前月比は0.4%の上昇、前年同月比は3.9%の上昇となった。

2. 10大費目の指数、前月比<上昇下落した主な項目(品目)>、前年同月比

令和2(2020)年=100

費 目	指数	前月比%	前年 同月比%	上昇した主な項目＜品目＞ (前月比%)	下落した主な項目＜品目＞ (前月比%)
総 合	104.2	0.5	2.9		
生鮮食品を除く総合	103.8	0.4	2.7		
生鮮食品及び エネルギーを除く総合	103.4	0.4	3.9		
食 料	112.6	1.3	8.8	生鮮果物<しらぬい, りんご など> 11.4	
住 居	100.6	0.0	0.5		
光 熱 ・ 水 道	99.4	1.1	△11.4	電気代 2.2	
家具・家事用品	114.8	△0.6	12.3		家庭用耐久財<ルームエアコン, 電機洗濯機 (洗濯乾燥機) など> △2.8
被服及び履物	106.2	△0.6	0.0		洋服<ワンピース (春夏物), 子供用ズボン (春夏物) など> △1.6
保 健 医 療	103.0	0.6	3.1	医薬品・健康保持用摂取品<はり薬, ビタミン剤 (ビタミン主要製剤)> 2.0	
交 通 ・ 通 信	94.8	0.3	2.0	自動車関連費<ドライブレコーダー, 自動車タイヤ など> 0.5	
教 育	96.6	0.7	△1.7	授業料等<PTA会費 (小学校), PTA会費 (中 学校) など> 1.4	
教 養 娯 楽	106.7	0.8	3.1	教養娯楽用品<切り花 (カーネーション), トレーニングパンツ など> 1.3	
諸 雑 費	103.3	0.0	1.2		

3. 高松市消費者物価指数(総合指数)の推移 令和2(2020)年=100



消費者物価指数の推移

年 月	高 松 市 令和2(2020)年=100			全 国 令和2(2020)年=100			国内企業物価指数(※) 令和2(2020)年=100		
	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)
平成25年平均	94.6	-	0.1	94.9	-	0.4	98.9	-	1.3
26	97.4	-	3.0	97.5	-	2.7	102.0	-	3.1
27	98.4	-	1.0	98.2	-	0.8	99.7	-	△2.3
28	98.3	-	△0.1	98.1	-	△0.1	96.2	-	△3.5
29	98.7	-	0.4	98.6	-	0.5	98.4	-	2.3
30	99.8	-	1.1	99.5	-	1.0	101.0	-	2.6
令和元年	100.2	-	0.4	100.0	-	0.5	101.2	-	0.2
2	100.0	-	△0.2	100.0	-	0.0	100.0	-	△1.2
3	99.7	-	△0.3	99.8	-	△0.2	104.6	-	4.6
4	101.7	-	2.1	102.3	-	2.5	114.7	-	9.7
令和3年5月	99.1	0.2	△0.8	99.4	0.3	△0.8	103.6	0.6	5.0
6	99.3	0.2	△0.5	99.5	0.1	△0.5	104.3	0.7	5.0
7	99.7	0.4	△0.4	99.7	0.2	△0.3	105.4	1.1	5.6
8	99.7	0.0	△0.5	99.7	0.0	△0.4	105.6	0.2	5.7
9	100.0	0.3	△0.2	100.1	0.4	0.2	106.0	0.4	6.2
10	99.6	△0.4	△0.4	99.9	△0.2	0.1	107.7	1.6	8.2
11	99.8	0.2	0.0	100.1	0.2	0.6	108.4	0.6	9.1
12	99.8	0.0	0.2	100.1	0.0	0.8	108.4	0.0	8.6
令和4年1月	100.2	0.4	0.1	100.3	0.3	0.5	109.4	0.9	9.1
2	100.4	0.2	0.5	100.7	0.4	0.9	110.3	0.8	9.4
3	100.8	0.5	0.8	101.1	0.4	1.2	111.4	1.0	9.4
4	101.2	0.4	2.3	101.5	0.4	2.5	113.2	1.6	9.9
5	101.3	0.1	2.2	101.8	0.3	2.5	113.3	0.1	9.4
6	101.3	0.0	2.0	101.8	0.0	2.4	114.3	0.9	9.6
7	101.6	0.3	1.9	102.3	0.5	2.6	115.2	0.8	9.3
8	102.2	0.5	2.5	102.7	0.4	3.0	115.7	0.4	9.6
9	102.5	0.3	2.5	103.1	0.4	3.0	116.9	1.0	10.3
10	103.0	0.5	3.4	103.7	0.6	3.7	118.1	1.0	9.7
11	103.2	0.2	3.4	103.9	0.2	3.8	119.1	0.8	9.9
12	103.3	0.1	3.5	104.1	0.2	4.0	119.9	0.7	10.6
令和5年1月	103.5	0.2	3.3	104.7	0.5	4.3	119.9	0.0	9.6
2	102.7	△0.8	2.3	104.0	△0.6	3.3	119.5	△0.3	8.3
3	103.1	0.4	2.3	104.4	0.4	3.2	119.6	0.1	7.4
4	103.6	0.5	2.4	105.1	0.6	3.5	119.9	0.3	5.9
5	104.2	0.5	2.9	105.1	0.1	3.2	119.1	△0.7	5.1

注) 前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。

変化率、寄与度及び寄与率は、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、端数処理後の指数が前月と同様であっても、前月比などが下落・上昇する場合がある。

※ 日本銀行調査統計局資料
最近月(年)は速報値

高松市消費者物価指数（10大費目）

令和2(2020)年＝100

年 月		総合	生鮮食品 を除く総合	生鮮食品 エネルギー を除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成27年平均		98.4	98.8	98.7	94.0	102.3	97.7	97.1	96.4	96.5	102.8	101.9	96.0	101.0
28		98.3	98.5	99.1	95.7	100.2	93.9	98.6	99.0	97.7	100.4	104.3	97.6	101.5
29		98.7	98.9	99.0	95.9	100.1	96.8	97.7	98.9	98.5	100.8	105.6	98.2	101.8
30		99.8	99.9	99.5	97.3	100.2	100.3	96.0	99.7	100.3	102.1	105.9	99.5	102.1
令和元年		100.2	100.4	100.0	98.4	100.1	101.8	98.5	100.6	100.7	101.0	104.6	100.6	102.2
2		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3		99.7	99.6	99.1	100.3	99.9	101.9	100.7	102.4	99.7	95.1	100.6	101.2	101.2
4		101.7	101.5	100.0	104.8	100.1	111.9	105.3	105.4	100.0	93.5	99.1	102.8	102.2
令和4年5月		101.3	101.1	99.5	103.5	100.1	112.2	102.3	106.2	99.9	92.9	98.2	103.5	102.1
6		101.3	101.0	99.5	104.1	100.1	112.2	103.3	105.5	99.6	92.8	98.2	102.3	102.2
7		101.6	101.5	100.0	104.1	100.1	112.5	105.3	103.9	99.9	94.0	98.2	103.0	102.2
8		102.2	101.9	100.4	104.8	100.1	112.5	108.2	103.6	99.9	94.1	98.2	104.7	103.2
9		102.5	102.2	100.7	106.2	100.1	112.6	106.2	107.2	99.8	94.1	98.2	104.2	102.3
10		103.0	102.6	101.1	107.8	100.2	112.8	110.7	107.3	99.9	94.3	98.2	102.9	102.5
11		103.2	102.9	101.5	108.9	100.4	113.0	111.2	107.5	100.1	94.2	98.2	101.3	102.5
12		103.3	103.1	101.6	109.0	100.4	113.3	111.0	107.3	100.0	94.2	98.2	102.0	102.4
令和5年1月		103.5	103.0	101.6	109.7	100.5	113.4	111.0	103.4	100.1	94.2	96.8	103.3	102.6
2		102.7	102.3	101.9	110.1	100.5	98.4	111.3	102.3	100.8	94.0	96.8	104.1	102.6
3		103.1	102.8	102.5	109.9	100.5	98.3	113.6	105.5	102.6	94.5	96.7	105.2	103.1
4		103.6	103.3	102.9	111.2	100.6	98.4	115.5	106.8	102.3	94.4	95.9	105.9	103.3
5		104.2	103.8	103.4	112.6	100.6	99.4	114.8	106.2	103.0	94.8	96.6	106.7	103.3
前月比（％）	令和4年5月	0.1	0.0	0.1	0.5	0.0	0.4	△1.5	0.9	△0.1	△0.2	△2.3	0.1	0.0
	6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	1.0	△0.6	△0.3	△0.1	0.0	△1.2	0.1
	7	0.3	0.5	0.5	△0.1	0.0	0.2	1.9	△1.5	0.3	1.3	0.0	0.7	0.0
	8	0.5	0.4	0.5	0.7	0.0	0.1	2.7	△0.3	△0.1	0.1	0.0	1.7	0.9
	9	0.3	0.3	0.3	1.4	0.0	0.1	△1.8	3.5	0.0	0.0	0.0	△0.5	△0.9
	10	0.5	0.4	0.4	1.5	0.1	0.1	4.2	0.1	0.1	0.2	0.0	△1.2	0.2
	11	0.2	0.3	0.4	1.0	0.2	0.2	0.4	0.2	0.2	△0.1	0.0	△1.6	0.0
	12	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.2	△0.1	△0.2	△0.1	0.0	0.0	0.6	△0.1
	令和5年1月	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1	0.0	△3.6	0.1	0.0	△1.5	1.3	0.2
	2	△0.8	△0.7	0.3	0.4	0.1	△13.2	0.2	△1.1	0.7	△0.2	0.0	0.8	0.0
	3	0.4	0.5	0.6	△0.2	0.0	△0.1	2.1	3.1	1.8	0.5	△0.1	1.1	0.5
	4	0.5	0.5	0.5	1.2	0.1	0.1	1.7	1.2	△0.3	△0.1	△0.8	0.7	0.2
	5	0.5	0.4	0.4	1.3	0.0	1.1	△0.6	△0.6	0.6	0.3	0.7	0.8	0.0
前年同月比（％）	令和4年5月	2.2	1.9	0.8	3.9	0.2	11.1	2.8	2.9	△0.2	△0.9	△2.5	3.0	1.1
	6	2.0	1.8	0.8	3.8	0.2	10.4	4.3	3.5	0.1	△1.1	△2.5	1.5	1.3
	7	1.9	1.9	1.1	3.9	0.2	9.7	3.7	4.0	△0.3	△1.0	△2.5	1.0	1.1
	8	2.5	2.3	1.6	4.5	0.2	9.4	7.2	4.0	△0.3	0.2	△2.5	1.6	1.3
	9	2.5	2.6	1.9	4.2	0.2	8.7	6.9	2.8	△0.4	0.4	△2.5	3.1	1.1
	10	3.4	3.1	2.6	7.1	0.3	7.9	9.8	1.9	0.4	2.5	△2.5	1.1	0.8
	11	3.4	3.2	2.9	8.0	0.5	6.9	8.5	2.3	0.7	1.8	△2.5	0.0	0.9
	12	3.5	3.3	3.1	8.2	0.5	6.1	9.3	1.8	0.0	2.2	△2.5	0.7	0.7
	令和5年1月	3.3	3.0	2.9	7.7	0.6	4.8	9.8	△0.6	△0.3	2.0	△4.0	1.7	0.7
	2	2.3	2.1	3.2	8.1	0.6	△10.5	11.1	△0.3	0.3	1.2	△4.0	2.0	0.8
	3	2.3	2.2	3.5	7.3	0.5	△11.7	13.4	0.9	2.3	1.1	△4.2	2.5	1.2
	4	2.4	2.3	3.5	8.0	0.4	△12.0	11.3	1.5	2.3	1.5	△4.7	2.4	1.2
	5	2.9	2.7	3.9	8.8	0.5	△11.4	12.3	0.0	3.1	2.0	△1.7	3.1	1.2

注）前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。

令和5年5月分 高松市消費者物価指数(中分類)

(中分類)

令和2(2020)年=100

費 目	令和5年5月	令和5年4月	令和4年5月	前月比 (%)	前年同月比 (%)	ウェイト 万分比	寄与度 前月比 (%)	寄与度 前年同月比 (%)
総合	104.2	103.6	101.3	0.5	2.9	10000	0.53	2.88
生鮮食品を除く総合	103.8	103.3	101.1	0.4	2.7	9668	0.43	2.58
帰属家賃を除く総合	104.9	104.3	101.5	0.6	3.4	8619	0.53	2.89
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	103.4	102.9	99.5	0.4	3.9	8917	0.36	3.38
食料	112.6	111.2	103.5	1.3	8.8	2534	0.35	2.28
穀類	112.0	108.7	101.6	3.0	10.2	204	0.06	0.21
魚介類	125.3	127.5	106.0	△1.7	18.1	178	△0.04	0.34
生鮮魚介	131.6	135.0	106.0	△2.6	24.2	103	△0.03	0.26
肉類	110.1	112.1	104.1	△1.8	5.8	244	△0.05	0.15
乳卵類	122.5	113.9	101.1	7.5	21.1	118	0.10	0.25
野菜・海藻	106.9	105.5	104.1	1.4	2.7	231	0.03	0.06
生鮮野菜	104.1	101.3	104.6	2.7	△0.5	150	0.04	△0.01
果物	116.9	105.3	111.3	11.0	5.0	85	0.10	0.05
生鮮果物	118.8	106.6	112.6	11.4	5.5	80	0.09	0.05
油脂・調味料	118.8	117.9	106.6	0.7	11.4	116	0.01	0.14
菓子類	115.0	112.9	103.3	1.9	11.3	242	0.05	0.28
調理食品	114.6	114.1	103.0	0.4	11.2	339	0.02	0.39
飲料	110.1	106.7	101.9	3.2	8.1	169	0.06	0.14
酒類	107.0	106.3	100.6	0.7	6.4	106	0.01	0.07
外食	107.2	107.2	102.8	0.0	4.3	500	0.00	0.22
住居	100.6	100.6	100.1	0.0	0.5	1980	0.00	0.09
家賃	99.8	99.8	99.9	△0.1	△0.1	1640	△0.01	△0.02
設備修繕・維持	104.5	104.3	101.3	0.2	3.2	340	0.01	0.11
光熱・水道	99.4	98.4	112.2	1.1	△11.4	642	0.06	△0.81
電気代	91.7	89.7	114.5	2.2	△19.9	372	0.07	△0.84
ガス代	114.9	115.4	112.2	△0.5	2.3	110	△0.01	0.03
他の光熱	139.6	139.6	140.4	0.0	△0.6	27	0.00	0.00
上下水道料	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	133	0.00	0.00
家具・家事用品	114.8	115.5	102.3	△0.6	12.3	418	△0.03	0.52
家庭用耐久財	118.4	121.8	105.0	△2.8	12.8	144	△0.05	0.19
室内装備品	104.8	104.8	100.8	0.0	4.0	23	0.00	0.01
寝具類	89.4	89.7	81.0	△0.3	10.4	27	0.00	0.02
家事雑貨	120.7	117.7	104.0	2.6	16.1	69	0.02	0.11
家事用消耗品	121.5	121.7	104.3	△0.2	16.4	106	0.00	0.18
家事サービス	100.5	100.5	100.0	0.0	0.5	49	0.00	0.00
被服及び履物	106.2	106.8	106.2	△0.6	0.0	363	△0.02	0.00
衣料	108.4	110.1	108.5	△1.5	△0.1	148	△0.02	0.00
和服	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	5	0.00	0.00
洋服	108.7	110.4	108.8	△1.6	△0.1	143	△0.02	0.00
シャツ・セーター・下着類	101.2	101.1	103.5	0.1	△2.2	119	0.00	△0.03
シャツ・セーター類	102.4	102.3	105.3	0.1	△2.8	83	0.00	△0.02
下着類	98.5	98.5	99.3	0.0	△0.8	36	0.00	0.00
履物類	107.0	107.0	105.9	0.0	1.0	48	0.00	0.01
他の被服	109.6	109.6	106.3	0.0	3.1	34	0.00	0.01
被服関連サービス	113.5	113.7	104.6	△0.1	8.5	14	0.00	0.01
保健医療	103.0	102.3	99.9	0.6	3.1	450	0.03	0.14
医薬品・健康保持用摂取品	105.9	103.8	104.3	2.0	1.5	122	0.02	0.02
保健医療用品・器具	111.8	111.3	99.8	0.4	12.0	92	0.00	0.11
保健医療サービス	98.1	98.1	97.7	0.0	0.3	236	0.00	0.01
交通・通信	94.8	94.4	92.9	0.3	2.0	1687	0.05	0.30
交通	103.4	103.0	100.4	0.4	3.0	114	0.00	0.03
自動車等関係費	105.4	104.9	105.2	0.5	0.2	1074	0.06	0.02
通信	69.9	70.1	64.8	△0.3	7.8	499	△0.01	0.25
教育	96.6	95.9	98.2	0.7	△1.7	217	0.01	△0.04
授業料等	91.9	90.7	95.0	1.4	△3.2	123	0.01	△0.04
教科書・学習参考教材	104.3	104.3	103.8	0.0	0.4	8	0.00	0.00
補習教育	102.5	102.5	102.4	0.0	0.1	86	0.00	0.00
教養娯楽	106.7	105.9	103.5	0.8	3.1	993	0.08	0.31
教養娯楽用耐久財	104.2	103.7	100.0	0.4	4.1	74	0.00	0.03
教養娯楽用品	106.9	105.6	102.1	1.3	4.7	268	0.03	0.13
書籍・他の印刷物	103.9	103.2	102.3	0.7	1.6	107	0.01	0.02
教養娯楽サービス	107.6	106.9	105.0	0.6	2.5	544	0.03	0.14
諸雑費	103.3	103.3	102.1	0.0	1.2	717	0.00	0.08
理美容サービス	102.9	102.9	100.0	0.0	2.9	128	0.00	0.04
理美容用品	100.8	100.9	100.3	△0.1	0.5	180	0.00	0.01
身の回り用品	109.1	109.1	104.7	△0.1	4.2	65	0.00	0.03
たばこ	114.2	114.2	113.5	0.0	0.6	45	0.00	0.00
他の諸雑費	102.0	102.0	101.7	0.0	0.3	299	0.00	0.01

「総務省統計局『小売物価統計調査』の調査票情報を独自集計」